

平成29年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	地域生活支援事業等			担当部局庁	社会・援護局障害保健福祉部			作成責任者		
事業開始年度	平成18年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	企画課自立支援振興室			田仲 教泰		
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な条項も記載)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条第2項等			関係する計画、通知等	「地域生活支援事業等の実施について」等					
主要政策・施策	障害者施策			主要経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効果的・効率的に実施することにより、障害者及び障害児の福祉の増進を図る。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別添1のとおり									
実施方法	補助									
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求				
		当初予算	46,200	46,400	47,620	48,761	50,703			
		補正予算	-	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
	計	46,200	46,400	47,620	48,761	50,703				
	執行額	46,200	46,400	47,542						
	執行率 (%)	100%	100%	100%						
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)	100%	100%	100%						
平成29・30年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
	地域生活支援事業費等補助金	48,761	50,703	「新しい日本のための優先課題推進枠」4,372ユニバーサルデザイン2020行動計画や障害者等マークPTの提言、骨太の方針をふまえ、「心のバリアフリー」推進事業の拡充等を行うことによる増。(推進枠)						
	計	48,761	50,703							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標年度	目標最終年度
	必須事業の100%実施	成果実績								
		目標値								
		達成度	%							
別添2のとおり										
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	各年度の実績報告									
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	30年度活動見込
	必須事業の実績額(事業名及び数値は別添3のとおり。)			活動実績						
				当初見込み						
別添3のとおり										
単位当たりコスト	算出根拠				単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	
	地域の実情によって事業を実施するのに必要な金額が異なるため、定量的な単位あたりのコストは示せないが、都道府県単位での平均を記載している。			単位当たりコスト	1都道府県あたり	983	987	1,013	1,037	
				計算式	執行額/都道府県数	46,200/47	46,400/47	47,200/47	48,761/47	
政策	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること									
施策	Ⅶ-1-1 障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること									

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	測定指標	定量的指標		実績値	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 年度	目標年度 年度					
			必須事業の実施率									別添2のとおり				
			目標値													
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係															
	必須事業の実施率が100%に近づくことにより、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることができる。															
	アクション・プログラム	改革項目	分野:	-		KPI (第一階層)	単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度				
			成果実績	-	-								-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-									
		達成度	%	-	-	-	-									
		KPI (第二階層)	KPI (第二階層)	単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度							
成果実績										-	-	-	-	-		
目標値			-	-	-	-	-									
達成度		%	-	-	-	-										
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係																
-																

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことの出来る地域社会を実現するため、本事業は不可欠である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことの出来る地域社会を実現するため、国の一定の補助が必要である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことの出来る地域社会を実現するため、不可欠な事業であり、優先度は高い。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、予算の範囲内において都道府県及び市町村が支弁する費用の百分の五十以内を補助することが出来るとされている。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	市町村・都道府県は地域の特性に応じ事業者へ委託等を行っている。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	使徒は地域生活支援事業の実施に関する費用に限られている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	実施が低調なメニューを国庫補助対象外とする見直しを行っている。	
事業の	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	集計中
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-

有効性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	事業に要する経費は年度毎に増加している。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	国より一律の基準が定められる自立支援給付での支援が困難な障害者等に対し、自治体が独自の基準により柔軟に支援できる事業となっている。	
	所管府省名	事業番号		事業名
	厚生労働省	0729		障害者自立支援給付
点検・改善結果	点検結果	<ul style="list-style-type: none"> 必須事業の実施率は、毎年度増加しており、障害福祉の増進に寄与している。 事業費は年度毎に増加している。 必要に応じて事業者等への委託を可能としているため、より効果的・効率的な事業実施となっている。 		
	改善の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度障害保健福祉関係主管課長会議において、各自治体が地域の実情やニーズを踏まえ、効果的・効率的に事業を実施し、また、必須事業未実施市町村においては、事業実施体制の整備に努めるよう、周知徹底した。 平成28年度の成果実績については集計中であるが、必須事業の実施率は毎年度上昇していることから、引き続き、適切に予算を執行し、目標の達成に努めていくこととする。 		

外部有識者の所見

点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

一部改善の

事業内容の大きいメニューに重点化すること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

執行等改

地域生活支援事業等については、事業内容の充実や実施率の低調な事業の廃止を行う等、メニューの見直しを例年行っているところである。

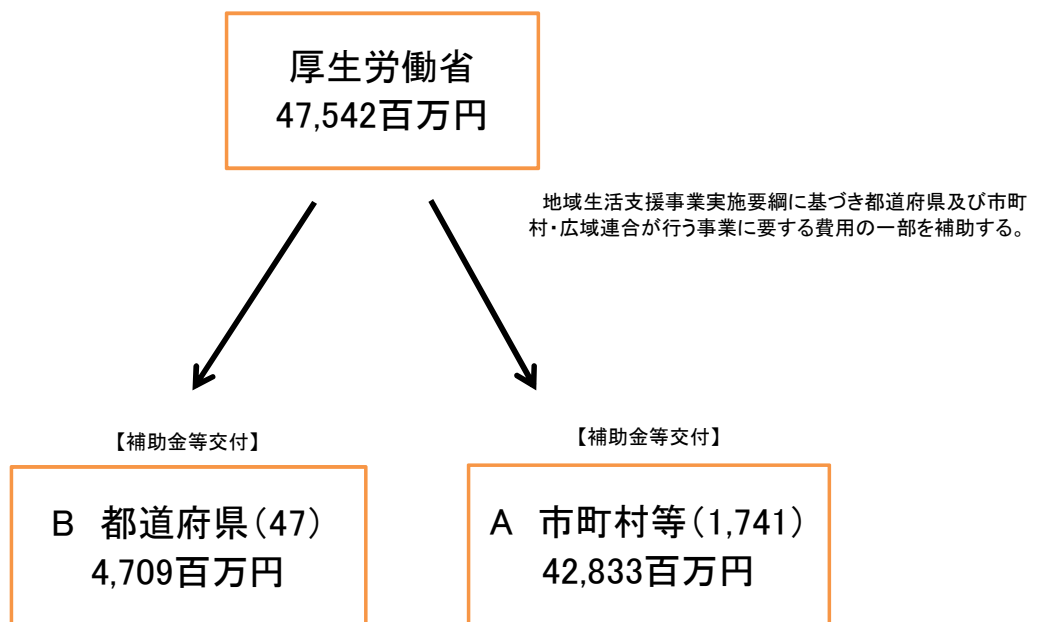
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	503	平成23年度	441	平成24年度	385		
平成25年度	749	平成26年度	747	平成27年度	763		
平成28年度	730						

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.横浜市(27年度実績)			B.東京都(27年度実績)		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、任意事業、特別支援事業	1,653	地域生活支援事業	専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業、広域的な支援事業、任意事業、特別支援事業	258
計		1,653	計		258	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	横浜市	3000020141003	「地域生活支援事業の実施について」等に基づき市町村が行う事業	1,653	補助金等交付	-	-	
2	大阪市	6000020271004	「地域生活支援事業の実施について」等に基づき市町村が行う事業	1,574	補助金等交付	-	-	
3	名古屋市	3000020231002	「地域生活支援事業の実施について」等に基づき市町村が行う事業	1,169	補助金等交付	-	-	
4	神戸市	9000020281000	「地域生活支援事業の実施について」等に基づき市町村が行う事業	736	補助金等交付	-	-	
5	京都市	2000020261009	「地域生活支援事業の実施について」等に基づき市町村が行う事業	704	補助金等交付	-	-	
6	広島市	9000020341002	「地域生活支援事業の実施について」等に基づき市町村が行う事業	672	補助金等交付	-	-	
7	札幌市	9000020011002	「地域生活支援事業の実施について」等に基づき市町村が行う事業	622	補助金等交付	-	-	
8	堺市	3000020271403	「地域生活支援事業の実施について」等に基づき市町村が行う事業	546	補助金等交付	-	-	
9	さいたま市	2000020111007	「地域生活支援事業の実施について」等に基づき市町村が行う事業	508	補助金等交付	-	-	
10	福岡市	2000020111007	「地域生活支援事業の実施について」等に基づき市町村が行う事業	432	補助金等交付	-	-	

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施する地域生活支援事業に加え、平成29年度より政策的な課題に対応するための地域生活支援促進事業を実施。

○ 地域生活支援事業（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）

【事業の性格】

(1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

【地域の特性】 地理的条件や社会資源の状況

【柔軟な形態】 ①委託契約、広域連合等の活用、②突発的なニーズに臨機応変に対応が可能、③個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能

(2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）

(3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも可能。

【補助率】 ※統合補助金

市町村事業：国1/2以内、都道府県1/4以内で補助

都道府県事業：国1/2以内で補助

○ 地域生活支援促進事業

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業について、特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。

【補助率】

国1/2、定額（10/10相当）

※ 事業一覧は、参考資料を参照。

平成29年度 市町村 地域生活支援事業一覧

参考

事業名		事業内容	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発	
	自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援	
	相談支援事業	障害者相談支援事業<交付税>	障害者等の福祉に関する各般の問題(につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業))
		基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化
		住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助	
	成年後見制度法人後見支援事業	市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施	
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記等の派遣、又は遠隔手話通訳サービスの導入など	
	日常生活用具給付等事業	障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与	
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成	
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出時に介助などの支援	
任意事業	地域活動支援センター基礎的事業(交付税)	障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与	
	地域活動支援センター機能強化事業	地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センター機能強化(職員加配等)	
	日常生活支援		
	福祉ホームの運営	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において、生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で、居宅その他の設備利用や、日常生活に必要な便宜を供与	
	訪問入浴サービス	看護師、介護職員等により、訪問により居宅において入浴サービスを提供	
	生活訓練等	日常生活上必要な訓練・指導等	
	日中一時支援	障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者等の日中における活動の場を確保	
	地域移行のための安心生活支援	24時間の連絡体制の整備など、障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援	
	巡回支援専門員整備	保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設等における巡回支援	
	相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保	相談支援事業所等における退院支援体制の確保に要する費用の一部を補助し、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する。	
	協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	市町村協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行い、障害児者への総合的な地域生活支援の実現を目指す。	
	社会参加支援		
	レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や運動会等を開催	
	芸術文化活動振興	障害者の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会の提供等	
	点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により自治体広報、生活情報等を提供	
	奉仕員養成研修	点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成	
	複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進	意思疎通支援事業について、近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法を検討する	
	自動車運転免許取得・改造助成<交付税>	運転免許の取得、自動車の改造に要する費用を助成	
	就業・就労支援		
盲人ホームの運営	あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師の資格を有する視覚障害者であって、就労困難な者に対し、就労に必要な技術指導等の便宜を供与		
更生訓練費給付<交付税>	更生訓練費を支給することで社会復帰を促進		
知的障害者職親委託	知的障害者を、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人(職親)が一定期間預かり、生活指導や技能習得訓練等を実施		
障害支援区分認定等事務<交付税>	障害支援区分認定調査、医師意見書作成、市町村審査会運営に要する経費		
特別支援事業	必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実		

注)★・・・29年度追加事業、下線・・・29年度拡充

注)「自」…自立支援振興室 「障」…障害福祉課 「地」…「地域生活支援推進室」「児」…「障害児・発達障害者支援室」「精」…精神・障害保健課

平成29年度 市町村 地域生活支援事業一覧

参考

事業名		事業内容	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発	
	自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援	
	相談支援事業	障害者相談支援事業<交付税>	障害者等の福祉に関する各般の問題(につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業))
		基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化
		住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助	
	成年後見制度法人後見支援事業	市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施	
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記等の派遣、又は遠隔手話通訳サービスの導入など	
	日常生活用具給付等事業	障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与	
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成	
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出時に介助などの支援	
	地域活動支援センター基礎的事業<交付税>	障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与	
地域活動支援センター機能強化事業	地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センター機能強化(職員加配等)		
任意事業	日常生活支援		
	福祉ホームの運営	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において、生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で、居宅その他の設備利用や、日常生活に必要な便宜を供与	
	訪問入浴サービス	看護師、介護職員等により、訪問により居宅において入浴サービスを提供	
	生活訓練等	日常生活上必要な訓練・指導等	
	日中一時支援	障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者等の日中における活動の場を確保	
	地域移行のための安心生活支援	24時間の連絡体制の整備など、障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援	
	巡回支援専門員整備	保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設等における巡回支援	
	相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保	相談支援事業所等における退院支援体制の確保に要する費用の一部を補助し、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する。	
	協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	市町村協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行い、障害児者への総合的な地域生活支援の実現を目指す。	
	社会参加支援		
	レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や運動会等を開催	
	芸術文化活動振興	障害者の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会の提供等	
	点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により自治体広報、生活情報等を提供	
	奉仕員養成研修	点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成	
	複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進	意思疎通支援事業について、近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法を検討する	
	自動車運転免許取得・改造助成<交付税>	運転免許の取得、自動車の改造に要する費用を助成	
	就業・就労支援		
	盲人ホームの運営	あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師の資格を有する視覚障害者であって、就労困難な者に対し、就労に必要な技術指導等の便宜を供与	
更生訓練費給付<交付税>	更生訓練費を支給することで社会復帰を促進		
知的障害者職親委託	知的障害者を、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人(職親)が一定期間預かり、生活指導や技能習得訓練等を実施		
障害支援区分認定等事務<交付税>	障害支援区分認定調査、医師意見書作成、市町村審査会運営に要する経費		
特別支援事業	必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実		

注)★・・・29年度追加事業、下線・・・29年度拡充

注)「自」…自立支援振興室 「障」…障害福祉課 「地」…「地域生活支援推進室」「児」…「障害児・発達障害者支援室」「精」…精神・障害保健課

平成29年度 都道府県 地域生活支援事業一覧

参考

事業名		事業内容	
必須事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業	自閉症等の発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に実施(指定都市も実施可)
		高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	高次脳機能障害(その関連障害も含む)者に対する専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの充実、支援手法等に関する研修等
		障害児等療育支援事業<<交付税>>	在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活支援(指定都市・中核市も実施可)
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の業務研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者の養成研修(指定都市・中核市も実施可)
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修(指定都市・中核市も実施可)
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	市町村での派遣が困難な場合などの手話通訳者及び要約筆記者の派遣、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣(指定都市・中核市も実施可)	
	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整	
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業	地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的な支援を行い、相談支援体制の整備
		精神障害者地域生活支援広域調整等事業	①精神障害者の自立した地域生活に係る広域調整、②アウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)を円滑に実施するための支援、③災害派遣精神科医療チーム体制の整備 ※①は指定都市、保健所設置市及び特別区も可能 ※③は指定都市も可能
		発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備について協議し、地域生活支援の向上を図る(指定都市も実施可)
サービス・相談支援者、指導者育成事業	障害支援区分認定調査員等研修事業	障害支援区分認定調査員、市町村審査会、主治医研修	
	相談支援従事者研修事業	相談支援従事者の養成研修	
	サービス管理責任者研修事業	サービス管理責任者の養成研修	
	居宅介護従業者等養成研修事業	ホームヘルパーの養成研修	
	身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	相談員の対応能力の向上と相談員間の連携を図るための研修を実施	
	音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	音声機能障害者発声訓練指導者養成の研修	
	精神障害関係従事者養成研修事業	①精神科訪問看護従事者に対する研修、②アウトリーチ関係者に対する研修、③かかりつけ医等に対するうつ病に関する研修 ※③は指定都市も可能	
	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業	障害・介護分野ともに精神障害者の特性に応じた支援を提供できる従事者を養成できるよう、平成27年度に開発されたモデル研修プログラム及びテキストを活用した研修を実施するための経費を補助(指定都市も実施可)	
日常生活支援	福祉ホームの運営	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において、生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で、居室その他の設備利用や、日常生活に必要な便宜を供与	
	オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練	ストマ用器具等に関する講習	
	音声機能障害者発声訓練	喉頭を摘出し、音声機能を喪失した者に対し、発声訓練	
	児童発達支援センター等の機能強化等	多障害や早期専門的な対応など地域における障害児支援等の拠点としての機能強化等(指定都市・中核市も実施可)	
	矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進	罪を犯した障害者等の特性や支援方法に関する研修の実施等	
	医療型短期入所事業所開設支援	医療型短期入所事業所の開拓や新規開設事業所の職員に対する実地研修等(指定都市・中核市も実施可)	
	障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業	障害者のニーズを的確に把握し、地域で障害者を支える体制の構築を行うために、都道府県における広域的な観点での取組や、地域に密接に係る市町村への助言や情報提供等を通じて、地域生活を支援するための体制強化に必要な事務費等を補助	
	社会参加支援	手話通訳者設置	公的機関における手話通訳者の設置又は遠隔手話通訳サービスの導入
		字幕入り映像ライブラリーの提供	字幕や手話を挿入したビデオカセット等を製作し、聴覚障害者等への貸出
		点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により自治体広報、生活情報等を提供
		点字による即時情報ネットワーク	日本盲人会連合が提供する情報を地方点字図書館等が受け取り、点字物や音声等により提供
		障害者ITサポートセンター運営	障害者の情報通信技術の総合的なサービス提供拠点
		パソコンボランティア養成・派遣	パソコン機器等の使用に関する支援を行うボランティアを養成
		都道府県障害者社会参加推進センター運営	諸種の社会参加促進施策を実施、社会参加推進協議会の設置、障害者110番、相談窓口の設置等
		身体障害者補助犬育成促進	身体障害者補助犬の育成に要する費用を助成加えて、補助犬の普及啓発、ニーズと供給体制の把握を踏まえた育成計画を作成
奉仕員養成研修		手話奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成	
レクリエーション活動等支援		各種レクリエーション教室や運動会等を開催	
芸術文化活動振興		障害者の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会の提供等	
サービス提供者情報提供等		障害者が都道府県間を移動する際、目的地において適切なサービスが受けられるよう情報提供	
地域における障害者自立支援機器の普及促進		障害者自立支援機器の普及、相談、関係機関とのネットワーク体制の構築を図るための支援拠点の立ち上げや機能強化(指定都市も実施可)	
視覚障害者用地域情報提供		視覚障害者情報提供施設を活用した地域生活情報の提供(サビエの活用)やICT機器の利用支援及び利用促進等(指定都市、中核市も実施可)	
企業CSR連携促進		関係者により構成されるプラットフォームに専任のコーディネーターを配置し、障害福祉サービス事業所等のニーズと企業におけるCSR活動とのマッチング、関係情報の共有・発信等を実施	
就業・就労支援	盲人ホームの運営	あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師の資格を有する視覚障害者であって、就労困難な者に対し、就労に必要な技術指導等の便宜を供与	
	重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援)	身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、障害者の就労を促進	
	一般就労移行等促進	就労している障害者等に対して、勤務終了後に自主交流会の開催など、就労定着に資する支援の実施等	
	障害者就業・生活支援センター体制強化等	障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員を配置するための経費以外の経費について助成	
	重度障害者に係る市町村特別支援	訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村に対し、都道府県が一定の財政支援	
特別支援事業	必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実		

注)★・・・29年度追加事業、下線・・・29年度拡充

注)「自」…自立支援振興室 「障」…障害福祉課 「地」…「地域生活支援推進室」「児」…「障害児・発達障害者支援室」「精」…精神・障害保健課

平成29年度 地域生活支援促進事業一覧

参考

	事業名	事業内容	実施主体
①	◇ 発達障害児者地域生活支援モデル事業	発達障害者の特性を踏まえた先進的な取り組みを行い、自治体の取り組みとして実施可能な条件等を整理するためのモデル事業を実施し、全国への普及につなげることを目的とする。	都道府県 市町村
②	◇ かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多いかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を都道府県、政令市で実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る(指定都市も実施可)	都道府県
③	◎ 発達障害者支援体制整備事業	都道府県等の支援体制の整備、家族支援体制の整備等(指定都市も実施可)	都道府県
④	◎ 障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業に要する費用を市町村に補助	都道府県 市町村
⑤	◇ 障害者就業・生活支援センター事業	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の指導、相談支援等を実施	都道府県
⑥	◇ 工賃向上計画支援事業	就労継続支援B型事業所等での工賃向上を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するためのモデル事業を実施 また、農福連携による障害者の就農促進のため、障害者就労施設へ農業の専門家の派遣やマルシェ開催等の支援を実施	都道府県
⑦	◇ 就労移行等連携調整事業	特別支援学校の卒業生等について、適切なアセスメントを行うとともに、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、能力に応じた就労の場への移行の支援を実施	都道府県
⑧	◇ 障害者芸術・文化祭開催事業	文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助(各都道府県の持ち回りで開催)	都道府県
⑨	◎ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業	全国障害者芸術・文化祭と連携・連動して、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭に対する支援	都道府県
⑩	◎ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業	在宅で生活している重症心身障害児者等の医療的ケアを必要とする障害児者を支援するためのコーディネーター等の養成や地域における支援体制の整備(指定都市も実施可)	都道府県
⑪	◎ 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)	強度行動障害を有する者等に対する支援を行う者への研修	都道府県
⑫	★ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業	障害福祉従事者の確保や専門性の向上を図る観点から、障害福祉従事者が研修に参加することを促すため、研修受講期間中の代替要員確保のための支援	都道府県
⑬	◎ 成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度利用促進のための普及啓発	都道府県 市町村
⑭	★ アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業	アルコール依存症を含むアルコール関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援(指定都市、中核市も実施可)	都道府県
⑮	★ 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業	薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援(指定都市、中核市も実施可)	都道府県
⑯	★ ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業	ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援(指定都市、中核市も実施可)	都道府県
⑰	★ 「心のバリアフリー」推進事業	管内市町村の理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業との調整や連携を行うとともに、心のバリアフリーを広めるための取組を実施	都道府県
⑱	◎ 特別促進事業	上記以外の事業であって、地域の特性等に応じて都道府県又は市町村の判断で実施する重要な事業について支援(厚生労働省に協議のうえ実施)	都道府県 市町村

注)◎・・・地域生活支援事業からの移行、◇・・・その他補助事業からの移行、★・・・新規事業

注)「自」・・・自立支援振興室 「障」・・・障害福祉課 「地」・・・「地域生活支援推進室」「児」・・・「障害児・発達障害者支援室」「精」・・・精神・障害保健課

地域生活支援事業(必須事業)の実施状況

事業名		平成26年度		平成27年度		増減	
		事業実施自治体数	実施率	事業実施自治体数	実施率	実施率の伸び率	
市町村事業	理解促進研修・啓発事業		474	27.2%	538	30.9%	113.6%
	自発的活動支援事業		383	22.0%	413	23.7%	107.7%
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業	914	52.5%	933	53.6%	102.1%
		住宅入居等支援事業	94	5.4%	90	5.2%	96.3%
	成年後見制度利用支援事業		478	27.5%	540	31.0%	112.7%
	成年後見制度法人後見支援事業		88	5.1%	126	7.2%	141.2%
	意思疎通支援事業		1,354	77.8%	1,337	76.8%	98.7%
	日常生活用具給付等事業		1,727	99.2%	1,720	98.8%	99.6%
	手話奉仕員養成研修事業		865	49.7%	942	54.1%	108.9%
	移動支援事業		1,584	91.0%	1,590	91.3%	100.3%
	地域活動支援センター機能強化事業		1,025	58.9%	1,027	59.0%	100.2%
都道府県事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業	47	100.0%	47	100.0%	100.0%
		高次脳機能障害支援普及事業	47	100.0%	47	100.0%	100.0%
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	44	93.6%	45	95.7%	102.3%
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	40	85.1%	39	83.0%	97.5%
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業		45	95.7%	42	89.4%	93.3%
	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業		12	25.5%	11	23.4%	91.7%
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業	37	78.7%	36	76.6%	97.3%
		精神障害者地域生活支援広域調整事業	42	89.4%	43	91.5%	102.4%

※相談支援事業及び地域活動支援センターの基礎的事業は自治体財源により実施されており、実績は把握していない。

※平成28年度については集計中である。

地域生活支援事業(必須事業)の実績

(単位:百万円)

事業名		平成26年度	平成27年度	増減		
		事業費	事業費	金額	事業費の伸び率	
市町村事業	理解促進研修・啓発事業		291	337	46	115.8%
	自発的活動支援事業		410	872	462	212.7%
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業	7,543	8,460	917	112.2%
		住宅入居等支援事業	167	167	0	100.0%
		小計	7,710	8,627	917	111.9%
	成年後見制度利用支援事業		247	346	99	140.1%
	成年後見制度法人後見支援事業		511	229	▲ 282	44.8%
	意思疎通支援事業		3,777	3,986	209	105.5%
	日常生活用具給付等事業		27,963	28,491	528	101.9%
	手話奉仕員養成研修事業		567	605	38	106.7%
	移動支援事業		43,748	45,377	1,629	103.7%
	地域活動支援センター機能強化事業		9,391	9,246	▲ 145	98.5%
都道府県事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業	1,628	1,653	25	101.5%
		高次脳機能障害支援普及事業	375	463	88	123.5%
		小計	2,003	2,116	113	105.6%
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	153	182	29	119.0%
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	46	41	▲ 5	89.1%
		小計	199	223	24	112.1%
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業		278	299	21	107.6%
	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業		39	38	▲ 1	97.4%
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業	640	651	11	101.7%
		精神障害者地域生活支援広域調整事業	144	114	▲ 30	79.2%
小計		784	765	▲ 19	97.6%	

※相談支援事業及び地域活動支援センターの基礎的事業は自治体財源により実施されており、実績は把握していない。

※平成28年度については集計中である。